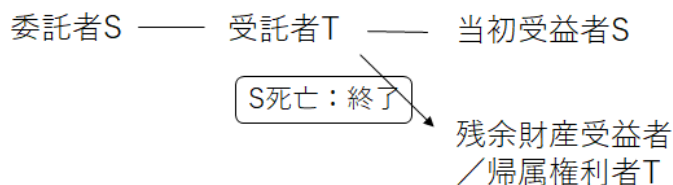


一、委託者兼当初受益者の成年後見人による信託の終了

(1)問題

- ・委託者兼当初受益者の成年後見人は、委託者兼当初受益者が設定していた信託を終了させられるのか
- ・想定する信託



(2)成年後見人の権限と義務

- ・成年後見人の権限 包括的な財産管理権、代理権（民法 859 条）  
信託の終了 委託者兼受益者による終了（信託法 164 条 1 項）  
委託者兼受益者と受託者との合意により終了する旨の定め  
→ 高齢者の死亡を原因とする財産承継機能が含まれる信託への関与の可否
- ・成年後見人の義務  
後見事務の遂行にあたっての善管注意義務（民法 869 条、644 条）  
意思尊重義務と身上配慮義務（民法 858 条）  
→ 信託を終了させること／させないことと義務違反

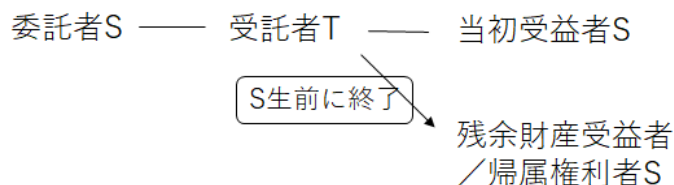
(3)遺言の撤回との関係

①残余財産受益者が指定された場合

\*成年後見人による遺言代用信託（信託法 90 条）の終了に関する議論

- ・成年後見人による遺言の代理 不可
- ・遺言の方式による遺言の撤回（民法 1022 条、1023 条 1 項）の代理 不可
- ・遺言後の生前処分等と抵触による遺言の撤回（民法 1023 条 2 項）  
成年後見人による遺贈目的物の処分可能性

- ・受益者変更権 死因処分することを維持したまま、受益者を変更する
- ・信託の終了
  - ・信託を委託者の生前に終了させる場合には、委託者を残余財産受益者とする定めがある 死因処分をやめる
  - ・受益者変更権の行使による、残余財産受益者の変更



#### ②帰属権利者が指定された場合

- ・信託を委託者の生前に終了させる場合には、委託者を帰属権利者とする定めがある
- ・信託の変更による、帰属権利者の変更

#### (4)善管注意義務違反（意思尊重義務＋身上配慮義務）

- ・成年後見人の行動基準
  - ・原則として 本人の意思・意向、本人の推定的意思を優先させる
  - ・本人の生命・健康にとって明らかに問題がある場合や、本人の生活の基盤を明らかに失わせるものである場合には、本人の意思・意向に反してでもせざるを得ない
- ・家族間信託においては、本人が信託終了の意思・意向を明確に示しているのでない限り、成年後見人による信託の終了は、意思尊重義務違反に該当する。
- ・本人が信託終了の意思・意向を有していないとしても、信託が、本人の生活の基盤を明らかに失わせるものである場合等においては、成年後見人は、信託を終了させなければならない。信託を終了させないことは、身上配慮義務違反に該当する。
- ・成年後見人が信託を終了させたことことが義務違反に当たる場合であっても、成年後見人の権限内の行為であれば、当該行為は有効
- ・成年後見人の損害賠償責任、成年後見人の解任事由（民法 846 条）

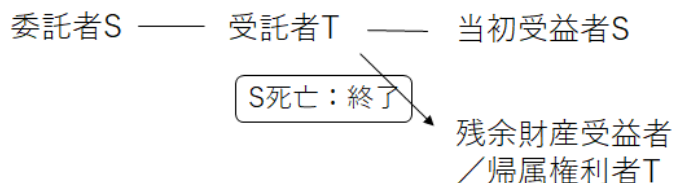
#### (5)小括

- ・成年後見人が信託において果たす役割
- ・成年後見人による不適切な信託終了の抑止

## 二、委託者兼受益者の死亡と相続

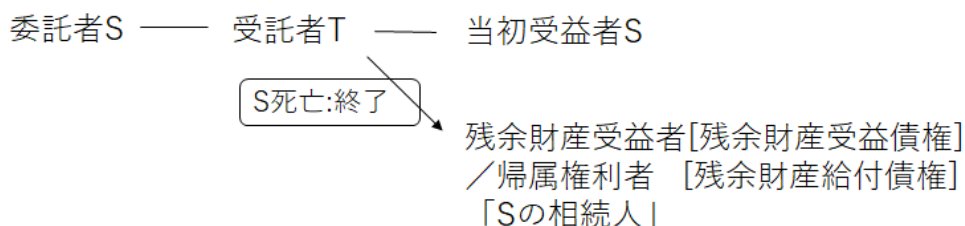
### (1)問題

・委託者兼受益者の死亡を終了事由と定める信託では、委託者兼受益者の死亡を原因とする財産承継の機能が含まれている



・委託者兼受益者が信託に死因による財産承継の機能を望まないケース（法定相続でよい、相続人間での遺産分割に任せたい）→財産承継の機能を持たせない方法？

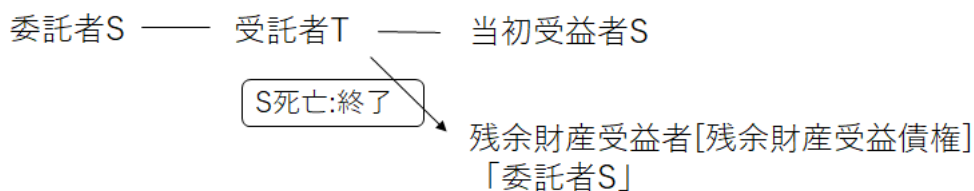
### (2)残余財産受益者/帰属権利者をSの相続人と定める



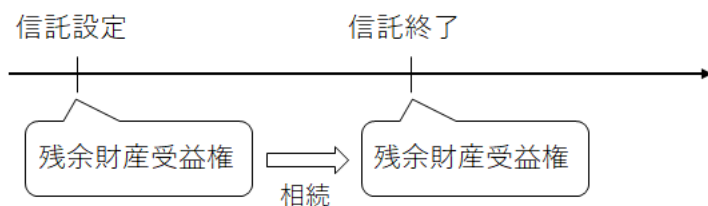
・Sの相続人は、信託行為の定めにより、残余財産受益者/帰属権利者となり、その地位に基づき残余財産受益債権/残余財産給付債権を取得する（×相続による承継、×遺産分割の対象、×特別受益に準ずる扱い）

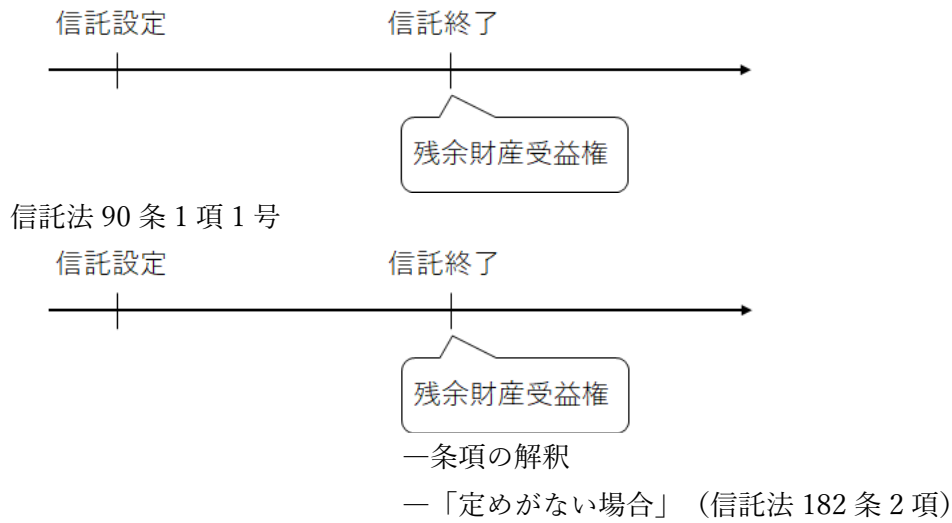
### (3)残余財産受益者または帰属権利者を委託者と定める

#### ①残余財産受益者が委託者と指定された場合

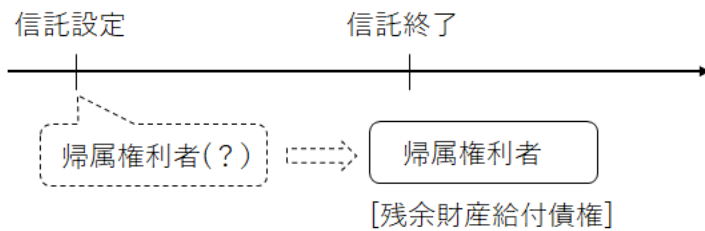
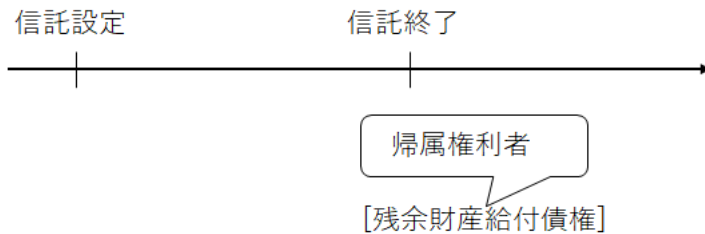
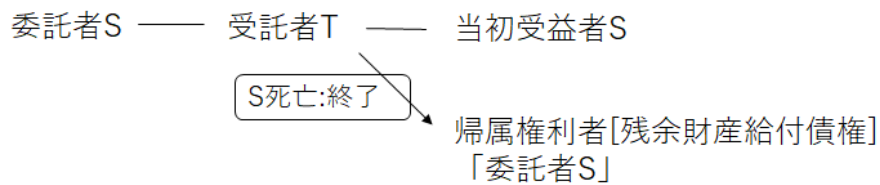


信託法 90 条 1 項 2 号





② 帰属権利者が指定された場合



(4) 委託者兼受益者 S の死亡を信託の終了事由とはせず、委託者兼受益者の死亡により、受益権を相続させる

